

---

プロジェクト	企業結合 企業結合会計基準等の改正
項目	対価が返還される場合の取扱い

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、企業結合における対価が返還される場合の取扱いについて、これまでの経緯及び議論された内容の確認を行うことを目的とする。

## II. これまでの経緯

2. 企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）においては、条件付取得対価の定義及び会計処理の定めがあるが、将来の特定の事象又は取引の結果に依存して企業結合日後に対価の一部が返還されることを企業結合に関する契約において定めている場合、企業結合会計基準の条件付取得対価の会計処理のケースに含まれるか否かについて明確化が求められている。
3. 条件付取得対価は、企業結合会計基準（注 2）において、以下のように定義されており、条件付取得対価が返還される場合は、当該定義に含まれないことは明らかであることから、その取扱いを検討することとした。

（注 2）条件付取得対価とは、企業結合契約において定められるものであって、企業結合契約締結後の将来の特定の事象又は取引の結果に依存して、企業結合日後に追加的に交付又は引き渡される取得対価をいう。

（注：下線は事務局による追加。以下、同様。）

4. 第 96 回企業結合専門委員会（2017 年 10 月 13 日開催。以下「専門委員会」という。）及び第 371 回企業会計基準委員会（2017 年 10 月 26 日開催）では、条件付取得対価の定義に対価が返還される場合を含めるとともに、次の理由から、対価の交付等を行う場合と同様の会計処理を行うこととすることを提案した。

- (1) 対価の交付等を行う場合も対価の返還を受ける場合も、契約交渉の過程における買い手と売り手の間のリスク分担により設定されるものと考えられ、それ以外に対価の交付を行う場合と対価の返還を受ける場合で、異なる性質はないものと考えられる。

- (2) なお、対価の交付を行う場合には、「条件付取得対価の交付又は引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点」に対価を追加的に認識することとされているが、返還を受けた場合でも同じ閾値（確実となった時点）とすべきかどうか論点となる。

この点、対価の返還を受ける場合の閾値の候補としては、「対価を受け取った時点（確定した時点）」と「確実となった時点」の2つが考えられる。前者のほうがより保守的な会計処理となるが、「確実となった時点」で利益の認識を行っても、他の会計基準との整合性からは特段問題ないものと考えられる。

5. そのうえで、対価の返還を認識する場合の具体的な会計処理について、以下のよう  
に示した。

**企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」**

修正案	現行
<p><b>会計基準</b></p> <p><b>取得の会計処理</b></p> <p><b>取得原価の算定</b></p> <p><b>条件付取得対価の会計処理</b></p> <p>27. 条件付取得対価の会計処理は、次のよう に行う。</p> <p>(1) 将来の業績に依存する条件付取得対価 条件付取得対価が企業結合契約締結後 の将来の業績に依存して、<u>追加的に対価 が交付又は引渡される</u>場合には、条件付 取得対価の交付又は引渡しが確実とな り、その時価が合理的に決定可能とな った時点で、支払対価を取得原価として追 加的に認識するとともに、<u>のれん</u>を追 加的に認識する。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p><b>会計基準</b></p> <p><b>取得の会計処理</b></p> <p><b>取得原価の算定</b></p> <p><b>条件付取得対価の会計処理</b></p> <p>27. 条件付取得対価の会計処理は、次のよう に行う。</p> <p>(1) 将来の業績に依存する条件付取得対価 条件付取得対価が企業結合契約締結後 の将来の業績に依存する場合には、条件 付取得対価の交付又は引渡しが確実とな り、その時価が合理的に決定可能とな った時点で、支払対価を取得原価として追 加的に認識するとともに、<u>のれん又は負 ののれん</u>を追加的に認識する。</p> <p>(2) (省略)</p>

企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(以下「結合分離適用指針」という。)

修正案	現行
<p><b>Ⅲ. 取得の会計処理</b></p> <p><b>5. 取得原価の算定方法</b></p> <p><b>(8) 条件付取得対価の会計処理</b></p> <p>47. 条件付取得対価の会計処理は、次のように行うものとされている。</p> <p>(1) 将来の業績に依存する条件付取得対価〔設例5〕</p> <p>「企業結合契約において定められるものであって、企業結合契約締結後の将来の特定の事象又は取引の結果に依存して、企業結合日後に追加的に交付若しくは引渡し又は返還される取得対価」(企業結合会計基準(注2)) (以下「条件付取得対価」という。)が、「被取得企業又は取得した事業の企業結合契約締結後の特定事業年度における業績の水準に応じて、取得企業が対価を追加で交付又は対価の一部の返還を受ける条項がある場合等」(企業結合会計基準(注3))、<u>条件付取得対価が企業結合契約締結後の将来の業績に依存して、追加的に対価が交付又は引渡される場合には、条件付取得対価の交付又は引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識し、企業結合時ののれん又は負ののれんの金額を再計算する。</u></p> <p><u>そのうえで、支払対価を追加的に認識する時点において、当該再計算され</u></p>	<p><b>Ⅲ. 取得の会計処理</b></p> <p><b>5. 取得原価の算定方法</b></p> <p><b>(8) 条件付取得対価の会計処理</b></p> <p>47. 条件付取得対価の会計処理は、次のように行うものとされている。</p> <p>(1) 将来の業績に依存する条件付取得対価〔設例5〕</p> <p>「企業結合契約において定められるものであって、企業結合契約締結後の将来の特定の事象又は取引の結果に依存して、企業結合日後に追加的に交付又は引き渡される取得対価」(企業結合会計基準(注2)) (以下「条件付取得対価」という。)が、「被取得企業又は取得した事業の企業結合契約締結後の特定事業年度における業績の水準に応じて、取得企業が対価を追加で交付する条項がある場合等」(企業結合会計基準(注3))、<u>企業結合契約合意後の将来の業績に依存する場合には、[条件付取得対価の交付又は引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれん又は負ののれんを追加的に認識する]</u>(企業結合会計基準第27項(1))とされている。</p>

<p><u>たのれんの未償却残高が当初ののれんの未償却残高より大きい場合は、のれんを追加的に認識する。</u></p> <p><u>また、追加的に認識したのれんの金額と追加された支払対価の金額との差額は損益として処理する。</u></p> <p><u>一方、条件付取得対価が企業結合契約締結後の将来の業績に依存して返還される場合には、条件付取得対価の返還が確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、返還される対価を取得原価から減額し、企業結合時ののれん又は負ののれんを再計算する。</u></p> <p><u>そのうえで、対価の返還を受ける時点において、当該再計算されたのれんの未償却残高が当初ののれんの未償却残高より小さい場合は、のれんを減額する。</u></p> <p><u>また、減額されたのれんは金額と返還された対価の金額との差額は損益として処理する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>なお、条件付取得対価は、<u>その追加的な交付若しくは引渡し又は返還が企業結合日後に行われるもの</u>に限定されるものと解される<sup>1</sup>。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p><u>「追加的に認識するのれん又は負ののれんは、企業結合日時点で認識されたものと仮定して計算し、追加認識する事業年度以前に対応する償却額及び減損損失額は損益として処理する」(企業結合会計基準(注4))とされている。</u></p> <p>なお、条件付取得対価は、<u>企業結合日後に追加的に交付又は引渡されるもの</u>に限定されるものと解される。</p> <p>(2) (省略)</p>
--	---

### III. 第96回専門委員会及び第371回企業会計基準委員会において聞かれた意見及びその対応（案）

#### 第96回専門委員会及び第371回企業会計基準委員会において聞かれた意見

6. 第96回専門委員会及び第371回企業会計基準委員会において、事務局が提案した内容の基本的な方向性について反対する意見は聞かれなかったものの、次の意見が聞かれた。

- (1) 基準の読みやすさに関する意見
- (2) 条件付取得対価の範囲に関する意見
- (3) 対価の返還を認識する閾値に関する意見
- (4) 差額として発生する損益の表示に関する意見
- (5) 従前の実務に配慮すべきとの意見

7. 前項の聞かれた意見のそれぞれについて、次項以降で検討を行う。

なお、(1)基準の読みやすさに関する意見については、会計処理に関しては、対価の返還を受ける場合も含めて、適用指針ではなく会計基準に定める方が読みやすいのではないかという意見であり、これについては、文案（審議事項(3)-2-4 参照）にて会計基準に追記する形で対応案を示している。

#### 聞かれた意見に対しての検討

##### 条件付取得対価の範囲に関する意見

###### （聞かれた意見の概要）

8. 企業結合会計基準第27項及び結合分離適用指針第47項は、「将来の業績に依存する条件付取得対価」及び「特定の株式又は社債の市場価格に依存する条件付取得対価」の会計処理について定めているが、企業結合会計基準（注2）で定める条件付取得対価の定義（将来の「特定の事象又は取引の結果」に依存）に比して範囲が狭いように読めることから、企業結合会計基準第27項(1)及び結合分離適用指針第47

---

<sup>1</sup> 結合分離適用指針第47項(1)なお書きは、条件付取得対価を企業結合日以後に交付等が行われるものに限定することを意図したものであったと考えられたため、その点が明確となるように修正している。

項(1)の「将来の業績に依存する条件付取得対価」の記載を企業結合会計基準（注2）の記載に合わせて修正してはどうかという意見が聞かれた。

**（事務局の分析及び対応案）**

9. 企業結合会計基準及び結合分離適用指針では「将来の業績に依存する条件付取得対価」及び「特定の株式又は社債の市場価格に依存する条件付取得対価」以外にどのような事象が条件付取得対価の対象となりうるのかは示されていないものの、事務局が調査した結果、有価証券報告書において条件付取得対価の発生の根拠として開示されている事象の多くは、「将来の業績に依存する条件付取得対価」で占められており、それ以外の事象で条件付取得対価の対象となるものを明示しないことの影響はそれほど大きくないと考えられる。
10. また、ある取引が条件付取得対価に該当するか否かを検討するに際しては、そもそも当該取引が企業結合取引の一部であるか否かを判定することが必要になると考えられる。この点、国際的な会計基準では、企業結合前に主として被取得企業（又は旧所有者）の便益ではなく、取得企業又は結合後企業の便益となるように、取得企業のために又は取得企業が実行した取引は、別の取引となる可能性が高いとしており、このような別の取引として、次の例を挙げている。

- (1) 取得企業と被取得企業の間における事前の関係を事実上清算する取引
- (2) 将来勤務に対し、被取得企業の従業員又は旧所有者に報酬を与える取引<sup>2</sup>
- (3) 取得企業による取得関連原価の支払に関し、被取得企業又は旧所有者と清算する取引

我が国の会計基準では、現状、このような取扱いは明示されておらず、平成25年企業結合会計基準改正の際に、企業結合取引とは別の取引であるか否かを企業結合会計基準において明確化することについて検討されたものの、継続検討課題とすることとされた経緯がある<sup>3</sup>。

<sup>2</sup> 例えば、IFRS第3号「企業結合」B55項(a)では、「雇用が終了すると自動的に支払が失効するという条件付対価契約は、企業結合後の勤務に対する報酬である。」とされている。

<sup>3</sup> 企業結合会計基準第64-3項には以下の記載がある。

「（略）全部のれん方式の採用の可否、条件付取得対価の取扱い、企業結合に係る特定勘定の取扱い等については、改正することにより財務報告の改善が図られるか否かについて意見が分かっているものや、改正の必要性や適時性に乏しいという意見が大半を占めているものである

11. 平成 25 年改正時の経緯を踏まえると、現状の企業結合会計基準第 27 項(1)及び結合分離適用指針第 47 項(1)の記載の修正を検討する場合には、より詳細な議論が必要になると考えられるものの、第 9 項に記載したとおり、大多数の事例が現状の記載でカバーできていると考えられる中で、このような議論を行なうことは、基準諮問会議からのテーマ提言の範囲を超えることになると考えられるため、今回は対応しないことが考えられるがどうか。

### 対価の返還を認識する閾値に関する意見

#### (聞かれた意見の概要)

12. 本資料の第 4 項(2)に記載したように、事務局は、対価の返還を認識する場合の閾値について、交付等を行った場合と同様に「(対価の返還を受けることが) 確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点」とすることを提案しており、その理由として、取引の性質のほか、「他の会計基準との整合性」を挙げている。仮に他の基準を網羅的に検証した場合には不整合が生じる可能性も否定できないため、「交付又は引渡しの場合と同一のものとした」という説明の方が整理しやすいのではないかという意見が聞かれた。
13. また、仮に、事務局による返還される対価の認識時点の分析を基礎として検討する場合には、「対価を受け取った時点」と「確実となった時点」以外に、両者の間に含まれる時点(「極めて確実となった時点」)についても検討の対象とすることが考えられるとする意見も聞かれた。

#### (事務局の対応案)

14. 以下の理由により、「(対価の返還を受けることが) 確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点」とすることを再度提案する。

---

ため、平成 25 年改正会計基準の対象とはせず、継続検討課題とすることとした。」

企業結合取引とは別の取引であるか否かの論点は、平成 21 年 7 月に公表された「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」において「[論点 3-1] 識別可能資産及び負債の認識原則」として取り上げられていた(企業結合会計基準第 64-3 項の記載のうち「等」に含まれている。)

- (1) 我が国におけるこれまでの考え方（リスクから解放された時点、不可逆となった時点等）と整合的であり、有用な会計情報を提供できるものと考えられること。
- (2) これまでの偶発事象を資産として認識する場合の会計基準と整合的であること。

なお、前項(1)の考え方からは、第 13 項に記載した「極めて確実となった時点」まで待つ必要はないと考えられる。

### 差額として発生する「損益」の表示に関する意見

#### （聞かれた意見の概要）

15. 結合分離適用指針〔設例 5〕の修正案において、仕訳の勘定科目を「のれん償却」から「損益（差額）」に修正しているが、従来から当該設例を参考にして「のれん償却」が使用されてきたケースがあると考えられるため、修正する意図を説明する方がよいのではないかという意見が聞かれた。
16. また、結合分離適用指針〔設例 5〕に追加した対価が返還される場合の設例案に関し、貸方に計上される「損益（差額）」の表示区分について判断に迷うことが考えられるため、説明を加える方がよいのではないかという意見も聞かれた。

#### （事務局の分析及び対応案）

17. 第 15 項の仕訳例における「のれん償却」を「損益（差額）」とする修正は、基準本文（案）で用いている記述と整合性を図るための修正のうちの 1 つである。
18. 第 16 項について、対価の追加的な交付等を行う場合に発生する費用の表示区分については現行の基準本文では定めておらず、これまで個々の企業における当該損益の内容に即した判断に委ねられてきたと考えられる。よって、対価の返還を受ける場合に発生する収益の表示区分についても、特に定めないことが考えられる。
19. これらから、特段の対応を行わないことが考えられるがどうか。

**従前の実務に配慮すべきとの意見**

**(聞かれた意見の概要)**

20. 対価の返還を受けた場合の会計処理について、対価の追加的な交付等を行う場合と同様の会計処理とすることを事務局が提案したことに対し、過去において、今回の提案内容と異なる会計処理が行われていた場合には、そのような会計処理が採用された事情を勘案すべきではないかという意見が聞かれた。

**(事務局の分析及び対応案)**

21. 従来、企業結合会計基準等改正案と異なる会計処理を行っていた企業に対し、経過措置等を設けるか否かについて、審議事項(3)-2-3にて検討を行う。

**ディスカッション・ポイント**

第96回専門委員会及び第371回企業会計基準委員会において聞かれた意見に対する事務局の分析及び対応案について、ご意見を伺いたい。

以 上

**(別紙) IFRS 第3号における「別の取引」に関連する定め****何が企業結合取引の一部であるかの判定**

- 51 取得企業と被取得企業は、企業結合の交渉が始まる前からの関係又は他の取決めを有していたり、交渉中に企業結合とは別の取決めを行ったりすることがある。いずれの場合にも、取得企業は、取得企業と被取得企業（又は以前の所有者）が企業結合で交換したものの一部ではない金額、すなわち、被取得企業にとっての交換取引の一部ではない金額を識別しなければならない。取得企業は、取得法を適用する一環として、被取得企業に関する移転された対価及び被取得企業に関する交換で取得した資産と引き受けた負債のみを認識しなければならない。別個の取引は、関連するIFRSに従って会計処理しなければならない。
- 52 企業結合前に、主として被取得企業（又は旧所有者）の便益のためではなく、取得企業により若しくは取得企業に代わって又は主として取得企業若しくは結合後企業の便益のために実行された取引は、別個の取引である可能性が高い。取得法の適用に含まれない別個の取引の例は、次のとおりである。
- (a) 取得企業と被取得企業との以前からの関係を実質的に清算する取引
  - (b) 将来の勤務に関し、被取得企業の従業員又は旧所有者に報酬を与える取引
  - (c) 取得企業による取得関連コストの支払に関し、被取得企業又は旧所有者に補填する取引
- B50項から B62項では、関連する適用指針を示している。

**従業員又は売却株主に対する条件付支払の契約（第52項(b)の適用）**

- B54 従業員又は売却株主に対する条件付支払の契約が、企業結合における条件付対価となるのか、又は別個の取引となるのかは、契約の性質に依存する。取得契約に条件付支払の条項が盛り込まれている理由、誰が取引を主導したか、及び当事者がいつ契約を締結したかを理解することは、契約の性質の評価に役立つ場合がある。
- B55 従業員又は売却株主に対する支払契約が、被取得企業にとっての交換取引の一部となるのか、又は企業結合とは別個の取引となるのかが明確ではない場合には、取得企業は次の指標を考慮しなければならない。
- (a) *継続雇用* —— 主要従業員となる売却株主による継続雇用の条件は、実質的に条件付対価契約を示すものかもしれない。継続雇用の適切な条件は、雇用契約、取得契約又はその他の書類に盛り込まれている場合がある。雇用が終了すると自動的に支払が失効するという条件付対価契約は、企業結合後の勤務に対する報酬である。雇用の終了によって影響を受けない条件付支払の契約は、報酬ではなく追加的な対価であることを示しているかもしれない。

- (b) *継続雇用の期間* ——要求されている雇用の期間が、条件付支払期間と一致するか又はそれよりも長い場合、その事実は、条件付支払が実質的に報酬であることを示しているかもしれない。
- (c) *報酬の水準* ——条件付支払契約以外の従業員報酬が、結合後企業の他の主要従業員と比較して合理的な水準にあるという状況は、条件付支払が報酬ではなく追加的な対価であることを示しているかもしれない。
- (d) *従業員への追加支払* ——従業員にはならない売却株主が、結合後企業の従業員になる売却株主よりも低い1株当たり条件付支払を受領する場合、その事実は、従業員になる売却株主への条件付支払の追加的な金額は報酬になることを示しているかもしれない。
- (e) *保有する株式の数* ——引き続き主要従業員となる売却株主が保有する相対的な株式の数は、実質的に条件付対価契約を示すものかもしれない。例えば、被取得企業の株式のほとんどすべてを保有していた売却株主が、継続して主要従業員となる場合、当該事実は、実質的に、企業結合後の勤務に対する報酬を提供することを意図した利益分配契約であることを示しているかもしれない。さらに、引き続き主要従業員となる売却株主が、被取得企業の株式をわずかな数量しか保有しておらず、すべての売却株主が1株当たり同じ金額の条件付対価を受領する場合、当該事実は、条件付支払が追加的な対価であることを示しているかもしれない。引き続き主要従業員となる売却株主の関連当事者（例えば、家族）が保有する取得前の所有者持分も考慮すべきである。
- (f) *評価との関連* ——取得日時点で移転された当初対価が、被取得企業の評価における一定範囲の下限であることや評価アプローチに関連した条件付支払計算式に基づく場合には、その事実は、条件付支払が追加的な対価であることを示しているかもしれない。あるいは、条件付支払計算式が過去の利益分配契約と整合する場合、その事実は、その契約が報酬の提供であるという実質を示しているかもしれない。
- (g) *対価の算定の計算式* ——条件付対価を算定する際に使用される計算式が、契約の実質を評価するのに役立つことがある。例えば、条件付支払が利益倍率を基に算定される場合には、その債務が企業結合における条件付対価であり、計算式は被取得企業の公正価値を算定又は検証することを意図したものであることを示しているかもしれない。これに対し、利益の一定割合となる条件付支払は、従業員に対する債務が、提供された勤務について従業員に報酬を支払う利益分配契約であることを示しているかもしれない。
- (h) *その他の契約及び論点* ——売却株主との他の契約（例えば、競合避止義務契約、未履行契約、コンサルティング契約及び不動産リース契約等）の条件、及び条件付支払における法人所得税の取扱いは、条件付支払が被取得企業に関する対価以外の何かに帰属していることを示しているかもしれない。例えば、取得に関連して、取得企業は重要な売却株主と不動産リース契約を締結するかもしれない。リース契約に規定された支払リース料が市場価格を著しく下回る場合

### 審議事項(3)-2-1

には、実質的に、条件付支払に関する別個の契約により貸手（売却株主）に求められた条件付支払の一部又は全部が、取得企業が企業結合後の財務諸表において別個に認識すべき、リース不動産に対する支払であるかもしれない。これに対し、リース契約でリース不動産の市場条件と整合的な支払リース料が規定されている場合には、売却株主に対する条件付支払の契約は、企業結合における条件付対価であるかもしれない。

以 上